法人会・税理士会がお届けする融資制度

# コラボレーションローンのご案内

3つの特典

頑張る企業を応援します。

第三者保証人不要
※金融機関により一部異なります

無担保融資

手数料不要

法人会キャラクター
「けんた」くん

## 金利優遇

顧問税理士による中小企業の会計チェックリスト作成 ＋ 顧問税理士による税理士法第33条の2の書面添付 ＋ 会計参与制度導入 ＋ 電子申告・電子納税の利用 ＋ NEW 自主点検チェックシートの作成

※この優遇された融資はコラボレーションローンに限ります。※融資条件・内容は金融機関により異なりますのでご注意ください。※愛媛県内の事業者が対象です。

**お申込みのための条件**

□法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所。
(注)平成23年度より、法人に加えて個人事業所も法人会にご入会できるようになりました。
□各金融機関の定める条件に合致すること。
□税金の滞納がないこと。

**ご相談・お申し込み**

□融資の実行には、法人会会員(税理士関与を含む)であることの確認書又は法人会会費領収書等が必要です。
□お申し込みにあたっては、別途必要となる書類がございます。詳しくは各金融機関におたずねください。
□この制度は、融資の実現をお約束するものではありません。金融機関の審査によってはご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

一般社団法人 愛媛県法人会連合会 ・ 四国税理士会愛媛県支部連合会

◆会員企業等であれば、無担保・第三者保証人不要・手数料不要等の特典を利用できます。
◆「チェックリストの提出」「添付書面の提出」「会計参与制度の導入」等を行っていなくてもお申し込みできます。
◆「チェックリスト」「添付書面」にて金利優遇を受ける場合には、税理士が作成し押印がある書類に限ります。「添付書面」は写しで結構です。
◆「会計参与制度」導入による金利優遇を受ける場合は、当該法人の登記事項証明書の写しが必要です。
◆「電子申告・電子納税」利用により金利の優遇を受ける場合は「受信通知」の写しが必要です。
（税理士の代理送信にて申告・納税されている場合は、関与税理士から「受信通知」の写しをもらって下さい。）
◆現在、取扱い金融機関とお取引のない事業所もご利用可能です。
◆お申し込みは、申込シートに必要項目をご記入の上、取扱い金融機関窓口にてお申し込みください。

**申込シートは、法人会ホームページよりダウンロードできます。**

**法人会・税理士会**では、金融機関の協力を得て、法人会会員並びに税理士及び税理士法人関与事業所向けに優遇された融資制度を紹介するものであります。
県下中小企業の資金調達の円滑化を図り、更なる事業発展を支援するとともに、通常より優遇された融資制度に加え、中小企業の会計に関する基本要領による「チェックリスト」や税務署に提出する「書面添付制度」を活用、さらには、会社法による「会計参与制度」を導入することにより、金融機関として財務諸表の信頼性が更に高いとの認識から極めて有利な利率で融資する制度となっています。
正しい会計ルールに基づく決算書は、経営活動への羅針盤であると同時に、取引先や金融機関のみならず、一般消費者に対して「健全で信用力のある中小企業」であることを広く社会的に認知させることになります。

## 法人会・税理士会によるコラボレーションローンの流れ

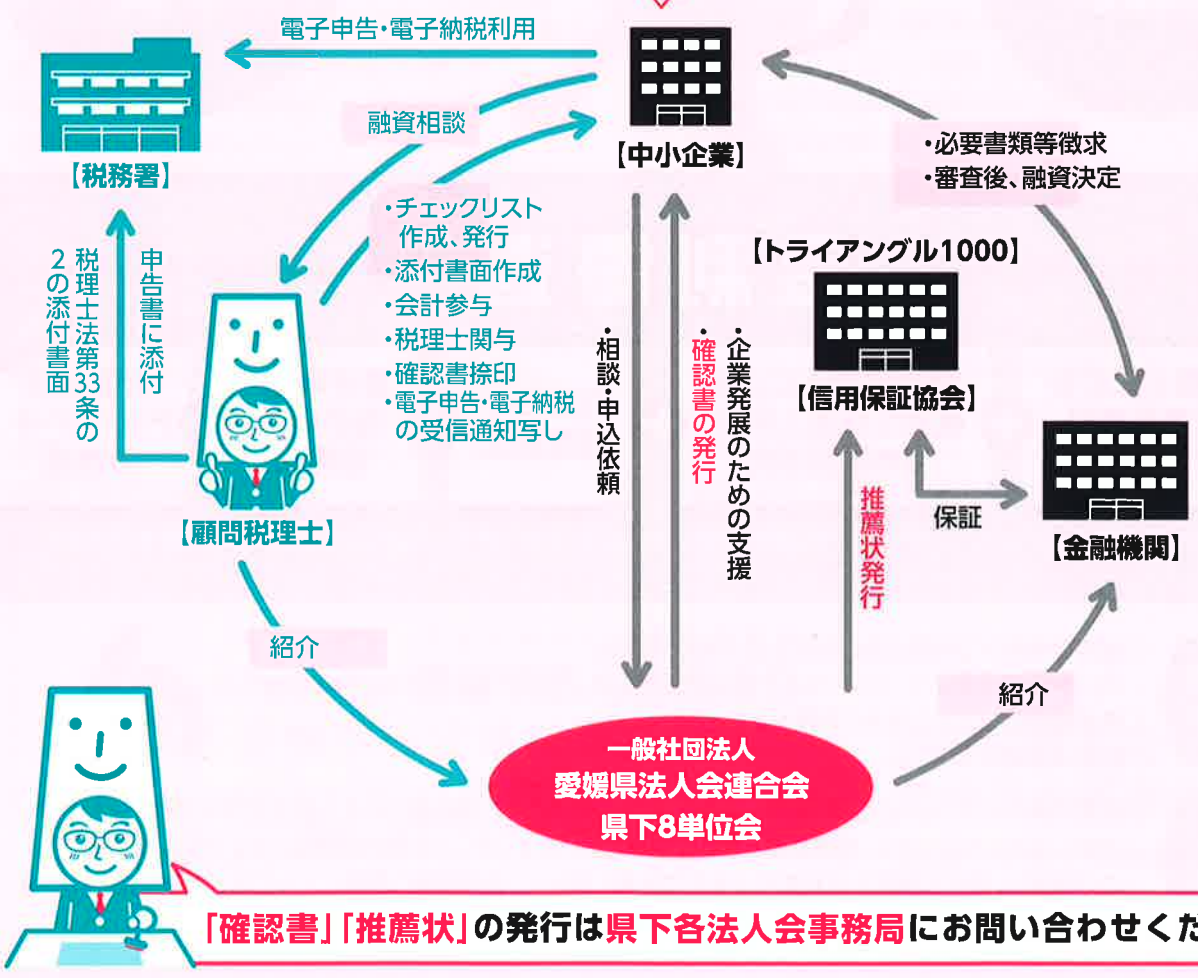


**「確認書」「推薦状」の発行は県下各法人会事務局にお問い合わせください。**

伊予銀行

# いよぎん法人会・税理士会コラボレーションローン

**最高5,000万円まで無担保でご融資** / **第三者保証人不要** / **金利・手数料割引あり**

**融資対象者** 次の条件を満たしている法人・個人（個人は貸借対照表作成先に限る）

- 「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
- 2年以上継続して同一事業を営み、かつ2期以上の決算を実施していること
- その他、当行所定の審査基準を満たすこと

**資金使途** 事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額** 5,000万円以内

**融資利率** 当行所定の利率（変動金利）

**融資期間** 5年以内

**返済方法** 元金均等返済

**担　保** 不 要

**保証人** 法人／原則代表者1名
個人／原則不要

**取扱手数料** 不 要

**金利割引** 次の項目を実践する毎に金利を割引きます（最大年△0.8%）

- 「会計参与制度」導入の企業は年△0.8%
- 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付は年△0.5%
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付は年△0.3%
- 電子申告・電子納税利用は年△0.2%
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

ただし、割引項目適用後の最下限金利は年率1.975%（2020年4月1日現在）
また、上記金利割引については本商品限りの取扱いとしております

お問い合わせはお近くの<いよぎん>の窓口または伊予銀行営業戦略部　☎089-941-1141

愛媛銀行

# ひめぎん法人会・税理士会コラボレーションローン

**最高3,000万円まで原則無担保、第三者保証人なしでご融資**

**取扱手数料不要、顧問税理士によるチェックリストや書面添付等により金利割引**

**融資対象者** 次の条件を満たしている法人・個人（個人は貸借対照表作成先に限る）

- 「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
- 原則として業歴3年以上で、直近期の決算が債務超過でないこと
- その他、当行所定の審査基準を満たすこと

**資金使途** 事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額** 1件当たり3,000万円以内
（10万円単位）

**融資利率** 当行所定の利率（変動金利）

**融資期間** 5年以内

**返済方法** 元金均等分割返済

**担　保** 原則不要

**保証人** 1名以上（法人／代表者、
個人／法定相続人）
※第三者保証人は不要です

**取扱手数料** 不 要

**金利割引** 次の項目を実践する毎に金利を割引きます（最大年△0.8%）

- 「会計参与制度」導入の企業は年△0.8%
- 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付は年△0.5%
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付は年△0.3%
- 電子申告・電子納税利用は年△0.2%
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

割引後の最低貸出金利は年率1.975%（2020年4月1日現在）

お問い合わせはお近くの<ひめぎん>の窓口または愛媛銀行お客様サービス部　☎089-933-1111

※融資利率…「基準金利」は各金融機関によって異なります。

愛媛信用金庫

# あいしん法人会・税理士会コラボレーションローン

**最高3,000万円まで原則無担保でご融資いたします**　**金利優遇制度もあります**

**融資対象者**　次の①～③の全ての条件を満たしている個人事業主・法人

①業歴が、当金庫営業地区内で6ヶ月以上であること
②「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
③当金庫所定の基準を満たす方

**資金使途**　事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額**　1個人（1法人）当たり 3,000万円以内
（本件を含めた総借入額が直近決算期の年商以内であること）

**融資利率**　変動金利、当金庫所定の利率

**融資期間**　運転資金／5年以内
設備資金／7年以内（据置1年以内）

**返済方法**　元金均等返済

**担　保**　原則不要

**取扱手数料**　不 要

**金利割引**　次の項目を実践する毎に次の優遇金利を適用する（最大0.8%優遇）

- 会計参与設置会社は0.8%の優遇
- 「中小企業会計基準適用に関するチェックリスト」の添付がある場合は0.5%の優遇
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付がある場合は0.3%の優遇
- 電子申告・電子納税利用は0.2%の優遇
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

最優遇金利は年率1.975%（2020年4月1日現在）

お問い合わせは＜愛媛信用金庫営業統括部＞へ　0120－132－220

宇和島信用金庫

# うわじましんきん法人会・税理士会コラボレーションローン

**第三者保証人不要**　**無担保でご融資**　**金利優遇**

**融資対象者**　次の条件をすべて満たしている法人・個人（個人は貸借対照表作成先に限る）

- 「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
- 2年以上継続して同一事業を営み、かつ2期以上の決算を実施していること
- その他、当金庫所定の審査基準を満たすこと

**資金使途**　事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額**　1,000万円以内

**融資利率**　当金庫所定利率（変動金利）

**融資期間**　運転資金／5年以内
設備資金／7年以内

**返済方法**　元金均等分割返済・元利均等返済
（期間1年以内は期日一括返済可）

**担　保**　不 要

**保証人**　原則1名（第三者保証人不要）
法人／代表者1名
個人／配偶者もしくは事業継承者

**取扱手数料**　不 要

**金利割引**　次の項目を実践する毎に次の優遇金利を適用する（最大0.8%優遇）

- 「会計参与制度」導入の企業は0.8%の優遇
- 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付がある場合は0.5%の優遇
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付がある場合は0.3%の優遇
- 電子申告・電子納税利用は0.2%の優遇
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

お問い合わせはお近くの＜うわじましんきん＞へ　☎0895－22－5422（本店営業部）

東予信用金庫

## とうしん法人会・税理士会コラボレーションローン

最高1,000万円まで無担保で融資 / 第三者保証人不要 / 金利・手数料優遇

**融資対象者** 次の条件を満たしている法人・個人（個人は貸借対照表作成先に限る）

- 「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
- 2年以上継続して同一事業を営み、かつ2期以上の決算を実施していること
- 当金庫所定の基準を満たすこと

**資金使途** 事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額** 100万円～1,000万円

**融資利率** 当金庫所定利率（変動金利）

**融資期間** 運転資金／5年以内
設備資金／7年以内

**返済方法** 元金均等、元利均等

**担　保** 不 要

**保証人** 法人／代表者1名
個人／配偶者もしくは事業継承者1名

**取扱手数料** 不 要

**金利割引** 次の項目を実践する毎に次の優遇金利を適用する（最大0.8%優遇）

- 「会計参与制度」導入の企業は0.8%の優遇
- 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付がある場合は0.5%の優遇
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付がある場合は0.3%の優遇
- 電子申告・電子納税利用は0.2%の優遇
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

お問い合わせはお近くの〈とうしん〉へ　☎0120－68－1042（本部）

川之江信用金庫

## かわしん法人会・税理士会コラボレーションローン

最高1,000万円まで無担保でご融資 / 第三者保証人不要 / 金利・手数料優遇

**融資対象者** 次の条件を満たしている法人・個人（個人は貸借対照表作成先に限る）

- 「法人会会員かつ税理士及び税理士法人関与事業所」または「青色申告会会員」であること
- 2年以上継続して同一事業を営み、かつ2期以上の決算を実施していること
- 当金庫会員または会員資格を有すること
- その他、当金庫所定の審査基準を満たすこと

**資金使途** 事業に必要な運転資金・設備資金

**融資金額** 1,000万円以内

**融資利率** 当金庫所定の利率（変動金利）

**融資期間** 5年以内

**返済方法** 元金均等分割返済

**担　保** 不 要

**保証人** 法人／原則代表者1名
個人／原則不要

**取扱手数料** 不 要

**金利割引** 次の項目を実施する毎に次の優遇金利を適用する（最大0.8%優遇）

- 「会計参与制度」導入の企業は0.8%の優遇
- 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」の添付がある場合は0.5%の優遇
- 「税理士法第33条の2に規定する添付書面」の添付がある場合は0.3%の優遇
- 電子申告・電子納税利用は0.2%の優遇
- **「自主点検チェックシート」の作成は年△0.2%**

お問い合わせはお近くの〈かわしん〉へ　☎0896－58－1300（本部）

# 愛媛県中小企業融資制度のご案内

※融資条件等は2020年4月1日現在
※保証料率は、割引される場合があります。

**新型コロナウイルス感染症**の影響による中小企業者等への支援として、**「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害関連対策資金）」が実施されるとともに同資金を利用する際の信用保証料が全額補助**されています。詳細は各金融機関へお問い合わせください。

## 経営安定資金

### 一般安定資金・短期資金

**融資対象** 県内に事業所を有し、信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を6ヶ月以上営む中小企業者及び組合

**資金使途** 運転資金・設備資金（短期資金は運転資金のみ）

**融資限度額【融資期間】**
一般資金…●運転資金／**5,000万円**【融資期間7年（据置期間6ヶ月以内を含む）】
●設備資金／**5,000万円**【融資期間10年（据置期間1年以内を含む）】
短期資金…●運転資金／**1,500万円**【融資期間1年以内】

**融資利率**
一般資金…●年2.15%（保証付き・保証料率は1.72%～0.35%）
短期資金…●年1.55%（保証付き・保証料率は1.90%～0.45%）
●年1.80%（保証なし）

### 建設産業短期資金

**融資対象** 建設業又は土木建築サービス業に属する事業を6ヶ月以上営む中小企業者、組合

**資金使途** 運転資金

**融資限度額【融資期間】**
●運転資金／**2,000万円**【融資期間1年以内】
※工事代金など返済財源を特定したものに限る

**融資利率** 年1.75% ※特定中小企業者（注）1～6号：1.60%、7～8号：1.75%
（注）信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市町長の認定を受けた方
（保証付き ・ 保証料率は1.72%～0.35% ※特定中小企業者1～4・6号：0.8%、5・7・8号：0.7%）

### 小口資金

**融資対象** 従業員が商業・サービス業5人以下、製造業・その他20人以下であって、県内に事業所を有し、6ヶ月以上事業を営む小規模企業者。なお、特別小口保険を利用する場合は、1年以上の事業実績を有し、原則として6ヶ月以上法人会（愛媛中小企業指導センター）等の指導を受けているもの。

**資金使途** 運転資金・設備資金

**融資限度額【融資期間】**
●運転資金／**2,000万円**【融資期間7年（据置期間6ヶ月以内を含む）】
※特別小口保険適用者は、融資期間5年（据置期間6ヶ月以内を含む）
●設備資金／**2,000万円**【融資期間10年（据置期間1年以内を含む）】
※特別小口保険適用者は、融資期間7年（据置期間1年以内を含む）

**融資利率** 年1.80%（保証付き・保証料率は1.40%～0.35%）
※特別小口保険適用者は、融資利率年1.65%、保証料率は0.85%
◎設備資金については、県が1.0%の利子補給を実施するため、融資利率は0.8%（特別小口保険適用者は0.65%）となります。

## 小口零細企業資金

**融資対象** 小規模企業者（従業員が商業・サービス業5名以下、製造業・その他20名以下）で、既保証と合わせ保証債務残高が2,000万円以下となるもの

**資金使途** 運転資金・設備資金

**融資限度額【融資期間】**
●運転資金／**2,000万円**【融資期間5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）】
●設備資金／**2,000万円**【融資期間10年以内（据置期間1年以内を含む）】
※既存の保証協会の利用残高を含む

**融資利率** 年1.65%（保証付き・保証料率は1.87%～0.5%）
※経営指導特例…引き続き6ヶ月以上、法人会（愛媛中小企業指導センター）等の指導を受けている会社及び個人事業所の保証料率は1.55%～0.5%
◎設備資金については、県が1.0%の利子補給を実施するため、融資利率は0.65%となります。

## 雇用促進支援資金

**対 象** 事業拡大等により、雇用の創出を行う中小企業者及び組合で所管の地方局長の認定を受けたもの

**融資限度額**
●企　業／ **5,000万円**
●組　合／**10,000万円**
（組合転貸の場合は、1組合員あたり1企業の限度額）

**融資期間**
●運転資金／ 7年以内（据置期間6ヶ月以内を含む）
●設備資金／10年以内（据置期間1年以内を含む）

**資金使途** 運転資金・設備資金

**融資利率** 年1.65%（保証付き）

**保証料率** 1.72%～0.35%

小口資金が必要な皆様へ　スピーディーに融資!!

# 小口連携保証（トライアングル1000）

将来性があり、資金調達環境の厳しい中小企業者のために、金融機関の協力を得て、必要資金の供給を図り、経営基盤の安定化に資するための保証付きの融資で、法人会の推薦が必要な愛媛県信用保証協会の優遇された商品です。

**ご融資には、法人会の「推薦状」が必要です。（シリアル番号付、押印のもの）**
**推薦状の発行は、県下各法人会事務局へお問い合わせください。**

| | |
|---|---|
| 取扱金融機関 | 伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・宇和島信用金庫・東予信用金庫・川之江信用金庫他<br>上記以外に、県外の金融機関、政府系金融機関でもお取り扱いできます。<br>お取引がない場合でも上記の金融機関にお気軽にご相談ください。 |
| 資格要件 | 愛媛県内に住所を有し、<br>**保証対象業種に属する事業を引き続き6ケ月以上営む会社・個人**（確定申告をしていること）で法人会が推薦するもので、次のいずれかに該当するもの<br>（税理士及び税理士法人関与事業所・青色申告会会員を含む）<br>①直近決算において**年商が1億円未満の会社・個人**（確定申告先）<br>②直近決算において**年商が3億円未満の会社** |
| 保証限度額 | ○資格要件①のかた　**500万円以内**<br>（ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。）<br>○資格要件②のかた　**1,000万円以内**<br>（ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。）<br>※平均月商＝直近決算売上高を12ヶ月で除したもの<br>※申込金額が500万円超（小口連携保証の既保証残高を含む。）となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という。）」に沿って会計処理されていることを必須条件とし、『「中小会計要領」の適用に関するチェックリスト』の提出を受け、その内容を確認できるものとする。 |
| 資金使途 | 事業に必要な運転資金または設備資金 |
| 保証期間 | 運転資金／5年以内　　設備資金／7年以内 |
| 保証料率 | 愛媛県信用保証協会の定めるところによる |
| 貸付利率 | 取扱金融機関所定の利率（ただし、本商品については通常金利より0.3%引き下げる） |
| 返済方法 | 一括または分割 |
| 連帯保証人 | **法 人／原則代表者1名　　個 人／原則不要** |
| 担　保 | **原則として不要** |
| 申し込み先 | **一般社団法人愛媛県法人会連合会・県下8法人会**（裏面参照）<br>※裏面をご覧ください。<br>※本商品は保証協会への直接申し込みは出来ません。利用につき、申し込み先は法人会ですが、融資については、すべて金融機関を経由いたします。（取扱金融機関にご相談ください） |

## 詳しくは法人会ホームページをご覧ください

### お問い合わせ・お申し込み

#### 公益社団法人 松山法人会
**松山市・伊予市・東温市・上浮穴郡・伊予郡**

住所 〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2F
TEL 089-941-7711 FAX 089-947-4251
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/matuyama/
Email info@matuyama-hojinkai.or.jp

#### 公益社団法人 今治法人会
**今治市・越智郡**

住所 〒794-0042 今治市旭町2-3-20 商工会館3F
TEL 0898-31-8191 FAX 0898-31-1593
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/
Email corpoima@dokidoki.ne.jp

#### 公益社団法人 伊予西条法人会
**西条市**

住所 〒793-0027 西条市朔日市779-8 商工会館内
TEL 0897-55-2025 FAX 0897-55-8795
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/iyosaijou/
Email saijyoho@arion.ocn.ne.jp

#### 公益社団法人 新居浜法人会
**新居浜市**

住所 〒792-0025 新居浜市一宮町2-4-8 商工会館3F
TEL 0897-37-5522 FAX 0897-37-5586
HP http://niihama-hojinkai.jp/
Email enhk@theia.ocn.ne.jp

#### 公益社団法人 宇摩法人会
**四国中央市**

住所 〒799-0404 四国中央市三島宮川4-6-55 商工会館3F
TEL 0896-24-7468 FAX 0896-24-8475
HP http://home.cosmostv.jp/umahojin/
Email umaho@cosmostv.jp

#### 公益社団法人 大洲喜多法人会
**大洲市・喜多郡**

住所 〒795-0054 大洲市中村長畑210番地39尾張屋ビル2階
TEL 0893-24-7676 FAX 0893-57-6009
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/oozukita/
Email okhojin@beach.ocn.ne.jp

#### 公益社団法人 八幡浜法人会
**八幡浜市・西予市・西宇和郡**

住所 〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-25 商工会館4F
TEL 0894-24-6250 FAX 0894-24-6253
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yawatahama/
Email info@y-hojin.jpn.org

#### 公益社団法人 宇和島法人会
**宇和島市・北宇和郡・南宇和郡**

住所 〒798-0060 宇和島市丸の内1-3-20 宇和島バスセンター2F
TEL 0895-25-7700 FAX 0895-25-5710
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/uwajima/
Email uhk3115@gaea.ocn.ne.jp

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

#### 一般社団法人 愛媛県法人会連合会
#### 愛媛中小企業指導センター

住所 〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2F
TEL 089-941-7711(代表) 089-933-5596(直通)
FAX 089-947-4251
HP http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ehimeken/
Email ehimeho@cc.mbn.or.jp

#### 四国税理士会
#### 愛媛県支部連合会

住所 〒790-0812 松山市松前町1-6-8
TEL 089-945-5761
FAX 089-921-6371